

枚方市条例第 30 号

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第63条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第5条の2を削る。

附 則 [令和6年6月20日公布]

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。